

(様式第2-6号)

静岡県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

- 1. (略)
- 2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) (略)

(2) 交付単価

①、② (略)

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落(実施要領第1の12(4)に定める集落)が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計画に定める実施期間終了年度が平成29年度であって、平成30年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価(以下「小規模集落支援」という)は、次の表のとおりとする。

ただし、1小規模集落当たりの交付額は、20万円/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は、40万円/年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

適用	地目	農地維持支払交付金の 10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価	田	1,000円	500円
	畑	600円	300円
	草地	80円	40円

(3)、(4) (略)

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

ア. (略)

イ. 継続地区の交付単価

地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)の対象農用地については、②及び③(ウを除く。)の表中の基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ. (略)

(様式第2-6号)

静岡県

多面的機能支払、防災・減災地域共同活動支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. (略)

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) (略)

(2) 交付単価

①、② (略)

(削除)

(3)、(4) (略)

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) (略)

(2) 交付単価

① 基本的考え方

ア. (略)

イ. 継続地区の交付単価

地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、法に基づき市長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)の対象農用地については、②及び③(ウを除く。)の表中の基本単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

また、③のウを5年間以上実施した農用地については、③のウに掲げる表中の単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ. (略)

改正前

改正後

② 基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（ <u>交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地</u> ）	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
継続単価（ <u>交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地</u> ）	田	1,800円	900円
	畑	1,080円	540円
	草地	180円	90円

（略）

③ 加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに組みを選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価（ <u>交付要件等を満たしている地区のうち、活動の採択を受けてから5年未満の農用地</u> ）	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
継続単価（ <u>交付要件等を満たしている地区のうち、活動を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地</u> ）	田	300円	150円
	畑	180円	90円
	草地	30円	15円

イ、ウ （略）

(3)、(4) （略）

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎とし、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた施設や対象活動を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し等を目的とし、畦畔の撤去や暗渠排水等施設の補修・更新等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 基本単価

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	2,400円	1,200円
	畑	1,440円	720円
	草地	240円	120円
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)

（略）

③ 加算単価

ア 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに組みを選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表のとおりとする。

適用	地目	資源向上支払交付金（共同）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400円	200円
	畑	240円	120円
	草地	40円	20円
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)

イ、ウ （略）

(3)、(4) （略）

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）、**防災・減災地域共同活動**に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

**ア. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）**

実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎とし、本県の農業の特徴である茶畑やみかん畑等の畑地かんがい施設を適正に管理するために、防霜施設に関する活動等、地域の実態を踏まえた施設や対象活動を追加する。

また、遊休農地の発生防止や担い手への集積の後押し等を目的とし、畦畔の撤去や暗渠排水等施設の補修・更新等についても、地域の共同管理における合意により対象活動とする。

なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

改正前

改正後

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方  
 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の取扱いは次によるほか、別途定めることとする。  
 ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件  
 a (略)  
 b 内容について市町から県に協議を求める場合の要件  
 対象施設の緊急度を踏まえ、以下の場合に限り、県と協議の上、実施できるものとする。  
 ・適用可能な事業がない。  
 ・県や市町予算の状況、事業執行体制等から別事業での実施が困難。  
 c、d (略)  
 ③ (略)  
 ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙3)  
 静岡県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上支払交付金(長寿命化)」という。)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

- (2) 交付金の算定の対象とする農用地  
 静岡県の資源向上支払交付金(長寿命化)の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ①、② (略)

- (3) その他必要な事項

- ① 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金(長寿命化)の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付要件等を満たしている取組地区	田	4,400円	2,200円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

(略)

- ② (略)

5. ~ 8. (略)

【参考添付資料】(略)

イ. 防災・減災地域共同活動支払交付金

防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱(令和7年12月16日付け7農振第2139号農林水産事務次官依命通知。)に基づく防災・減災地域共同活動支払交付金実施要領(令和7年12月16日付け7農振第2141号農林水産省農村振興局長通知。)別記1-1の国が定める活動指針及び活動要件を基礎とし、地域域の実態を踏まえた対象活動を追加する。

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方  
 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合の取扱いは次によるほか、別途定めることとする。  
 ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件  
 a (略)  
 b 内容について市町から県に協議を求める場合の要件  
 対象施設の緊急度が高く、他に適用可能な事業がない場合に限り、県と協議の上、実施できるものとする。  
 c、d (略)  
 ③ (略)  
 ④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙3)  
 静岡県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)(以下「資源向上支払交付金(長寿命化)」という。)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

防災・減災地域共同活動に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3において「水路」を「田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の排水路」と読み替えるものとする。

- (2) 交付金の算定の対象とする農用地  
 静岡県の資源向上支払交付金(長寿命化)及び防災・減災地域共同活動支払交付金の算定の対象とする農用地は、次のとおりとする。

- ①、② (略)

- (3) その他必要な事項

- ① 資源向上支払交付金(長寿命化)、防災・減災地域共同活動支払交付金の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金(長寿命化)、 <u>防災・減災地域共同活動支払交付金</u> の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
交付要件等を満たしている取組地区	田	4,400円	2,200円
	畑	2,000円	1,000円
	草地	400円	200円

(略)

- ② (略)

5. ~ 8. (略)

【参考添付資料】(略)